

一般社団法人 小千谷法人会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人小千谷法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を新潟県小千谷市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の親睦・交流に資するための事業
- (7) 法人会の充実発展に資する事業
- (8) 会員の福利厚生の向上に資することを目的とする事業
- (9) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に小千谷税務署管内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(構 成 員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員 小千谷税務署管内にある法人又は事業所を有する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

(2) 賛助会員 本会の事業に賛同し、入会を承認された法人または個人。

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会

員を除名することができる。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散、又は事業を閉鎖したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときには、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(電子提供措置)

第 16 条 この法人は、総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議 決 権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、会長及び出席した理事のうちから総会において選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(種類及び定数)

第 22 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上40名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名会長とする。

3 理事のうち3名以上5名以内を副会長とする。

4 理事のうち10名以上15名以内を常任理事とする。

5 理事のうち専務理事1名を置くことができる。

6 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、常任理事及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、現任者又は前任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

- 第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問、相談役及び参与)

- 第 29 条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。
- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任または解任する。
 - 3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
 - 4 顧問、相談役及び参与の任期は2年とする。
 - 5 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第 30 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会の運営に関しては、理事会運営規則に定める。

(権限)

- 第 31 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第 32 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

- 第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 正副会長会等

(構成)

- 第 35 条 本会に、正副会長会を置く
- 2 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。
 - 3 正副会長会は、次に関する事項を行う。
 - (1) 理事会の議題に関する審議
 - (2) 理事会から委任されたもの
 - 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

- 第 36 条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
 - 3 委員長、副委員長及び委員は、理事会において選任または解任することができる。

(地区会及び部会)

- 第 37 条 本会は、事業の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議により地区会及び部会を置くことができる。
- 2 前項に定める地区会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第 8 章 事務局

(事務局)

- 第 38 条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局は、次に関する処務を行う。
 - (1) 本会の事務処理に関する事項
 - (2) 理事会等から委任された事項
 - 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

- 第 39 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 40 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告書

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会において総正会員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第45条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子広告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登録の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は吉澤貞雄とし、業務執行理事は、山崎義信、南雲武光、西脇格太郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は平成27年6月15日から施行する。
- 5 この定款は、第16条を新設(以下1条繰下げ)、第24条4項を追加し、令和5年5月29日から施行する。
- 6 この定款は、第37条の支部を地区会に名称変更し、第41条(6)公益目的支出計画実施報告書は事業完了につき削除し財産目録を追加し、令和7年6月6日から施行する。